

参考資料 3

「外部故障診断装置の開発に係る情報の取扱い指針」の細部取扱い

1. 用語の定義

この細部取扱いにおける用語の定義は、「外部故障診断装置の開発に係る情報の取扱い指針」（令和7年〇月〇〇日国土交通省告示第〇〇〇号。以下「指針」という。）に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- (1) 「標準機」とは、外部故障診断装置製作者による独自開発を含むか否かにかかわらず、自動車製作者等が提供した開発情報を用いて製作される外部故障診断装置をいう。
- (2) 「純正機」とは、自動車製作者等が開発する外部故障診断装置をいう。
- (3) 「CSMS」とは、自動車の製作を業とする者が定め、実行する協定規則第155号の規則2.3に定めるサイバーセキュリティマネジメントシステムをいう。
- (4) 「SUMS」とは、自動車の製作を業とする者が定め、実行する協定規則第156号の規則2.6に定めるソフトウェアアップデートマネジメントシステムをいう。
- (5) 「系列ディーラー」とは、自動車製作者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を販売することを業とする者をいう。

2. 開発情報

2.1 自動車製作者等が、指針第4条第1項に基づいて■■■に提供する開発情報には、少なくとも次の表に掲げる情報が含まれるものとする。ただし、純正機のプログラムのソースコードは自動車製作者の知的財産に当たることから、提供される開発情報に含まないものとする。

情報	情報の詳細
(1) 車両情報	車両別の搭載 ECU と各 ECU 別の診断機能や下記仕様書との紐づけ情報
(2) 通信プロトコル仕様書	物理層や SID 毎の通信手段等が記載された情報
(3) 作業サポートシーケンス仕様書	作業サポートでの車両操作や通信の手順を示す情報
(4) パラメータ表	各 DID のデータ位置や物理値換算方法等が記載された情報
(5) DTC 表	DTC と異常名称との紐づけ情報
(6) アクティブテスト関連情報	実行手順、実行条件、実行時間等テスト実行時に注意が必要な事項
(7) パラメータ設定、書込み関連情報	パラメータ、実行手順の情報

3. 自動車製作者等が開発情報の提供に当たり付す条件

3.1 指針第4条第4項に基づき自動車製作者等がC SMS又はS UMSの観点から付す条件として、同条第5項の要件に適合するものの例は、以下の通りとする。

- (1) 提供した開発情報を標準機の開発又はその他自動車製作者等が認めるものの以外の目的で使用しないこと
- (2) 提供した開発情報を外部に流出させないことを含め、適切に管理すること
- (3) 開発情報を提供した自動車製作者等が、当該開発情報に基づき開発された標準機の利用者及びその利用履歴を管理すること
- (4) 当該開発情報に基づき開発された標準機を使用する際には、自動車製作者等が指定する方法で、同社のサーバーに接続すること

3.2 指針第4条第4項に基づき自動車製作者等がC SMS又はS UMSの観点から付す条件として、同条第5項の要件に適合しないものの例は、以下の通りとする。

- (1) 標準機の利用者に対して、C SMS又はS UMSの観点から合理性を説明できない施設、設備、契約等を強いるもの
- (2) 外部故障診断装置開発者に対して、費用負担又は標準機の設計、開発プロセス等の変更を強いるもの
- (3) 純正機と比べて標準機の作業性を低下させる条件であって、C SMS又はS UMSの観点から合理性を説明できないもの
- (4) 他国で付していない条件であって、C SMS又はS UMSの観点から合理性を説明できないもの
- (5) 提供する開発情報がC SMS及びS UMSに重大な影響を及ぼさない範囲に留まるにもかかわらず、全ての開発情報を提供する場合と同等の管理等を要求するなど、サイバーセキュリティ上のリスクの大きさに対して比例的でないもの

4. 自動車製作者等から■■■への開発情報の提供

4.1 開発情報の提供価格

自動車製作者等は、指針第4条第6項に基づき、■■■に対して開発情報を有償で提供しようとするときは、提供価格について■■■と協議するものとする。

4.1.1 4.1の提供価格は、■■■が各自動車製作者等に一年ごとに支払うことによって当該自動車製作者等の開発情報が全て提供される形態（例：〇〇百万円／年）により設定され、特に断りのない限り自動更新されるものとする。ただし、自動車製作者等は、開発情報を提供する型式数が増加した場合など、特別な事情がある場合には、提供価格の見直しについて■■■と協議できるものとする。

4.1.2 4.1の提供価格は、以下の費用を踏まえて合理的な範囲とする。

- (1) 自動車製作者等が純正機を製作するために作成した開発情報を■■■へ提出するために加工、整理等するための費用
- (2) 自動車製作者等が特定外部故障診断装置開発事業者からの問い合わせ等に対応するための費用

4.1.3 4.1の提供価格には以下は含まれないものとする。

- (1) 自動車製作者等が純正機を開発するために要した費用の全部又は一部
- (2) 自動車製作者等が純正機の知的財産の対価であるとして主張する費用
- (3) 自動車製作者等が系列ディーラーによる顧客確保支援、外部故障診断装置製作者による開発の阻害その他の不合理な目的をもって設定する費用
- (4) 自動車製作者等が標準機又はその使用者の認証等のために行うサーバー等の改修費用

4.1.4 ■■は、4.1.1及び4.1.3を踏まえ、自動車製作者等が提示する提供価格が著しく高額である場合等には、当該自動車製作者等に対して料金の内訳、積算根拠等についてヒアリングを行うものとする。

4.1.5 ■■は、4.1.4のヒアリングの結果、当該自動車製作者等が提示する提供価格が不合理に高額又は他国に対するツールメーカーに対する提供価格と比較して差別であると認める場合には、その旨を国土交通省物流・自動車局自動車整備課へ連絡すること。

4.1.6 国土交通省物流・自動車局自動車整備課は、4.1.4の連絡を受けたときは、その内容を確認し、適切と認める場合には、当該自動車製作者等に対して文書により改善を求めるものとする。

4.2 開発情報の提供時期

4.2.1 自動車製作者等は、新車販売開始後12カ月以内を目途に、当該車両の開発情報を■■に提供するものとする。ただし、1年分の開発情報をまとめて年1回提供の方が効率的であるなど、特別の事情がある場合には、■■と個別に相談できるものとする。

4.2.2 指針の施行日において既に新車販売を開始している車両については、4.2.1にかかわらず、施行日以後12カ月以内を目途に開発情報を提供すればよいものとする。

4.3 ■■と自動車製作者等の契約

4.3.1 ■■は、開発情報の提供を受けるため、以下の内容を含む契約を自動車製作者等と締結するものとする。

- (1) 開発情報の提供価格
- (2) 自動車製作者等が開発情報の提供に当たり付す条件
- (3) 以下を含む■■の遵守事項
 - ① 開発情報を標準機の開発又はその他自動車製作者等が認めるもの以外の目的に使用しないこと
 - ② 開発情報の外部流出を適切に防止すること
 - ③ . . .
- (4) 標準機の動作保証その他の当該標準機の機能に関する責任は、当該標準機を

開発した特定外部故障診断装置製作者が負うこと

- (5) 自動車製作者等は、特定外部故障診断装置製作者から開発情報の解釈等について確認があった場合には、これに応じること。ただし、当該解釈等の確認は、自動車製作者等にとって過度な負担にならない範囲とし、これを超えると認められる場合には、■■■へ相談できること。
 - (6) 特定外部故障診断装置製作者が提供された開発情報に誤りがあると認識した場合において、当該特定外部故障診断装置製作者から自動車製作者等へ相談があったときは、自動車製作者等はこれに応ずること。また、この場合であっても、当該特定外部故障診断装置製作者が当該標準機の機能に関する責任を負うこと。
- 4.3.2 ■■■又は自動車製作者等は、4.3.1の契約内容等に変更がある場合には、再協議の上、これを行うものとする。
- 4.3.3 ■■■は、契約等に関し、必要に応じて国土交通省物流・自動車局自動車整備課に相談すること。

5. ■■■から特定外部故障診断装置製作者への開発情報の提供

5.1 特定外部故障診断装置製作者の選定

- 5.1.1 ■■■は、特定外部故障診断装置製作者の選定に係る基準その他の必要事項を定めて、(一社)日本自動車機械器具工業会及び(一社)日本自動車機械工具協会宛に通知すること。
- 5.1.2 5.1.1の選定基準は以下の通りとする。
 - (1) 申請のあった外部故障診断装置製作者が開発情報を用いて標準機を開発する能力と意思を有すること
 - (2) 申請のあった外部故障診断装置製作者が開発情報を提供することにより、自動車製作者等のCSMSを棄損するおそれがないこと
 - (3) 申請のあった外部故障診断装置製作者が、開発情報を標準機の開発以外の目的で使用しないことに同意すること
 - (4) その他■■■が特定外部故障診断装置製作者を選定するために必要な基準

5.2 ■■■と特定外部故障診断装置製作者の契約

- 5.2.1 ■■■は、特定外部故障診断装置製作者を選定したときは、以下の内容を含む契約を当該特定外部故障診断装置製作者と締結するものとする。
 - (1) 開発情報の提供価格
 - (2) ■■■が提供した開発情報の取扱いに関する条件（自動車製作者等が開発情報の提供に当たり付す条件を含む）
 - (3) 特定外部故障診断装置製作者は、標準機開発計画を提出し、当該計画の進捗状況を定期的に■■■へ報告すること
 - (4) 以下を含む特定外部故障診断装置製作者の遵守事項
 - ① 開発情報を標準機の開発以外の目的に使用しないこと

- ② 開発情報の外部流出を適切に防止すること
 - ③ . . .
 - (5) 標準機について市場トラブルが発生した場合には、■■■に報告すること
 - (6) ■■■は、特定外部故障診断装置製作者が契約内容を遵守していることを定期的に確認すること
 - (7) 特定外部故障診断装置製作者は、開発情報の提供を使用して開発される標準機において、提供された開発情報を用いないで開発される部分も含まれる場合には、その旨を宣言すること。
 - (8) 提供された開発情報を使用して開発された標準機の動作保証その他の当該標準機の機能に関する責任は、当該標準機を開発した特定外部故障診断装置製作者が負うこと。
 - (9) 特定外部故障診断装置製作者は、提供された開発情報に誤りがあると思われる場合には、自動車製作者等又は■■■に相談すること。また、この場合であっても、特定外部故障診断装置製作者が当該標準機の機能に関する責任を負うこと。
 - (10) 特定外部故障診断装置製作者に合併、買収、分割等があった場合には、開発情報を新会社へ承継させないこと。
- 5.2.2 ■■■は、5.2.1 の契約を締結したとき又は解除したときは、その事実について自動車製作者等に通知すること。
- 5.2.3 ■■■又は特定外部故障診断装置製作者は、5.2.1 の契約内容等に変更がある場合には、再協議の上、これを行うものとする。

附則

この細部取扱いは、指針の適用日（令和7年〇月〇日）より適用する。